

「新宿区障害者計画、第3期障害児福祉計画・第7期新宿区障害福祉計画」(素案)パブリック・コメント意見要旨及び区の対応(案)

資料2 差替え

【対応】 A 意見の趣旨を計画に反映する / B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ / C 意見の趣旨に沿って計画を推進する / D 今後の取組の参考とする / E 意見として伺う / F 質問に回答する / G その他

意見番号	計画案員	施策別番号	意見要旨	対応	区の考え方
15	59	個別施策②	障害者の自家用車燃料費の助成額を引き上げ、対象枠の拡大を図ってほしい。	E	ご意見として伺います。 原油価格及び物価高騰による負担を軽減するため、令和4年10月から助成限度額を月額3,150円から3,510円に引き上げています。
17	61	個別施策③	福祉ホームや在宅で療養している医療的ケアが必要な重度重複障害者に対する24時間対応の訪問看護体制を確立してほしい。	E	ご意見として伺います。 区では、在宅生活を送っている医療的ケアを必要とする重症心身障害児等に対し、訪問看護師が自宅に出向いて、一定時間、家族による医療的ケア等を代替し、当該家族の休養を図る重症心身障害児等在宅レスパイトサービスを実施しています。令和4年度より月の上限回数をなくし、年間上限96時間とし、令和5年度よりさらに年間上限144時間として柔軟に対応しています。 今後も引き続き、医療的ケアを必要とする重度の心身障害者が、安心して地域で生活を継続できるよう努めています。 また、福祉ホーム等に対して病院と訪問看護ステーションによる共同事業体が、医療的ケアを行う介護者の指導を行うとともに、24時間電話相談を行う体制を確保しています。
30	67	個別施策④	ショートステイ受付は利用者の要望を聞き公平なシステムに改善してほしい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区立施設における短期入所については移動率も非常に高く、すべての利用希望に対応できていないことは区でも認識しています。今後も、公平で利便性の良い予約方法や緊急時の対応について研究していきます。
32	67	個別施策④	戸山サンライズの客室を借り上げて、短期入所に相当するような宿泊ができる体制をつくってほしい。	E	ご意見として伺います。 短期入所は障害者総合支援法で基準等を含め定めている障害福祉サービスであるため、区独自に短期の宿泊を伴う事業を実施する考えはありません。
39	76	個別施策⑨	休日や夜間でも緊急時の受入れ・対応が容易になるようクライシスプラン作成を推進してほしい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 クライシスプランに関しては、参考様式を公開しておりますので、ご利用の相談支援事業所に作成相談をお願いします。
51	96	個別施策⑩	重度重複障害や医療的ケアがある人でも希望する場合は、生活介護だけでなく就労継続支援など多様な進路先の選択を可能にしてください。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 医療的ケアを含む重度重複障害者を受け入れるための、区立施設における人員体制や給食の形態については、今後の需要等も勘案し指定管理者等と協議していきます。
54	97	個別施策⑱	精神障害者の通所施設への送迎に関する補助、施設の設備の改善をお願いしたい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 精神障害者の通所支援については、必要であれば移動支援がご利用できますので、通所施設への送迎に関する補助等は考えていません。施設の設備の改善については、身体状況に応じた配慮について、施設へ相談してください。
56	97	個別施策⑱	脳血管障害等による言語障害者に対して、訪問による訓練制度を実施してほしい。障害者福祉センターでの事業については、もっと周知してほしい。	E	ご意見として伺います。 区ではこれまで言語障害者への支援として、障害者福祉センターの機能訓練事業等において言語訓練を実施しており、引き続き機能回復訓練事業の充実及び周知に努めていきます。
64	104	個別施策㉒	地域活動支援センターの人員配置、運営が厳しい。補助金要項等の改定も必要である。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 入院中の精神障害者等が地域生活に円滑に移行するうえで、日中活動の場である地域活動支援センターの役割も大きいことは認識しています。地域活動支援センターの活動をより一層充実し、属性や世代を問わない包括的な相談や交流できる居場所等、望まれる役割を担う事業所となるよう、各事業所の経営状態の把握に努め、必要な補助額の見直しを令和6年度に行います。
66	107	個別施策㉔	精神障害者の就労支援事業を実行計画に盛り込み、区役所の中で職場実習を拡大するとともに、他の公共機関や民間にも協力を呼び掛けてほしい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センターで実施している障害者の就労支援事業は、実行計画事業に位置付けています。この事業では精神障害者だけでなく、身体障害者及び知的障害者も対象にしています。障害者の就労に関する制度の啓発・普及については、今後も関係機関との連携をとりながら取り組んでいきます。

意見番号	計画案頁	施策別番号	意見要旨	対応	区の考え方
72	115	個別施策⑦	新宿区立障害者福祉センター利用者がオープンWi-Fiが使えない、セキュアな環境を維持しつつ開放を求めます。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 区立障害者福祉センターにおけるフリーWifiの設置については、今年度中の実施を予定しています。
76	115	個別施策⑦	毎年9月23日、手話言語の国際デーに区内施設のブルーライトアップをお願いしたい。	E	ご意見として伺います。 現在本庁舎、第一分庁舎等には庁舎をライトアップする設備がありません。
108	152	個別施策④	避難所を利用する際、避難所までの誘導、利用サポートは誰がするのか教えてください。	F	ご質問に回答します。 発災後、災害時要援護者名簿等に登録された方は、防災区民組織や民生委員等により、安否確認が行われることになっていますが、避難所までの誘導は困難です。要配慮者災害用セルフプランを作成し、避難行動をとれるよう、備えてください。セルフプラン作成の支援については、地域福祉課にご相談ください。 一次避難所での避難所運営は、区、防災区民組織等の地域住民、避難者、ボランティア等が行います。障害者や高齢者等の要配慮者への避難所生活における支援等については、避難所運営の中で協働して活動を行っていきます。 また、福祉避難所への移送にあたっては、職員、避難所運営管理協議会の避難誘導部、ボランティア等が協力して、安全を確保したうえで実施します。移送手段については、必要に応じて、災害協定を締結している㈱グリーンキャブや個人タクシー協同組合新宿支部に車両と運転手を要請してまいります。
121	155	個別施策④	福祉避難所の確保や増設を図り、一次、二次避難所のバリアフリー化の促進を計画化してほしい。	E	ご意見として伺います。 福祉避難所のバリアフリー化については、スペース等の問題や構造上困難な場合が多いため、避難所となるそれぞれの施設の大規模改修工事等の機会を捉え、検討していきます。 なお、二次避難所においては、風呂設備よりも、避難者に対する生活支援を優先し、個々の状態に即した支援を実施していきます。
122	155	個別施策④	二次避難所になる地域交流館等のお風呂を存続させてほしい。	E	ご意見として伺います。 地域交流館等の高齢者活動・交流施設は、「新宿区公共施設等総合管理計画」で、「施設の大規模な改修・建替えの際、民間によるサービス供給の状況を勘案しながら統廃合を検討する」との方針が示されています。地域交流館等のお風呂については、施設の老朽化に伴い、大規模改修、建替えの際には地域支え合い活動の場として機能を充実させるため、廃止することとなります。
129	185	成果目標6	「区立障害者生活支援センター」やシャロームみなみ風が行っている24時間対応の電話相談の周知を進めてほしい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区立障害者生活支援センターでは24時間対応の電話相談を障害者福祉の冊子や施設パンフレット、区ホームページ等で周知しています。シャロームみなみ風については、午前9時から午後5時まで相談を受け付けており、こちらも施設パンフレット等で周知しています。
135	209	3 地域生活支援事業の必要量見込等	精神障害者向け事業所の地域活動支援センター事業と相談支援事業の補助金を引き上げてほしい。事業の要綱見直しについて、事業者との協議の場を設けてほしい。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 各事業所の経営状態の把握に努め、必要な補助額の見直しを令和6年度に行います。
139	216	3 地域生活支援事業の必要量見込等	施設・病院から地域生活移行の支援のため、赤字経営となっている地域活動支援センターが安定経営できるよう十分な補助が必要である。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 各事業所の経営状態の把握に努め、必要な補助額の見直しを令和6年度に行います。
140	216	3 地域生活支援事業の必要量見込等	精神障害者の相談を受ける地域活動支援センターに必要な人員を配置できるように財政支援してほしい。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 各事業所の経営状態の把握に努め、必要な補助額の見直しを令和6年度に行います。
145	221	利用者負担と軽減措置	就労継続支援については就労移行支援と同じく利用者の負担を無料にしてほしい。	E	ご意見として伺います。 「第7期新宿区障害福祉計画」の期間(令和6年度～令和8年度)においては、引き続き就労移行支援の利用促進を図る目的で無料とし、就労継続支援については区独自の利用者負担軽減策(3%)を実施します。